

# 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 広告取扱事業 仕様書

## 1. 契約の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 2. 広告事業の目的

当院の広告掲出可能なスペース（以下、「広告媒体」という。）を当院と広告取扱事業者（以下、「広告代理店」という。）が有効に活用することにより、当院を訪れる利用者と地域で事業活動を行い広告の掲出を希望する事業者（以下、「広告主」という。）を結びつけ、地域における事業活動の促進と活性化を図ることを目的とする。なお、広告事業から得られた収益は、当院が担う地域医療の維持・向上を図るための財源として利活用する。

## 3. 広告代理店が行う主な業務内容（仕様・要件）

### (1) 掲出できる広告の内容（対象・範囲）

掲出する広告は、以下に記載がある広告事業の対象・範囲に準じた内容とすること。

「沖縄県病院事業局広告事業実施要綱」

「沖縄県病院事業局広告事業実施基準」

「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター広告事業実施要領」

### (2) 広告主の確保

広告媒体についてのセールス資料を作成するなどし、広告主を募集するとともに、広告主となることが期待される者に対して広告掲出を提案し、広告主を確保すること。

### (3) 広告媒体の提案

当院の標準広告媒体以外に、新たな広告媒体やその運用管理について企画・提案を行い、当院の広告事業の目的達成と発展に努めること。

### (4) 標準広告媒体及び広告掲出料

当院の標準広告媒体及び媒体ごとの標準月額掲出料は（表1）のとおりとする。

※応募における企画提案資料、見積書の作成においては（表1）を基準とすること。

### (5) 掲出する広告の申請及び承認審査

・ 広告の掲出に先立ち、当院へ掲出の申請を行い、承認を受けること。

・ また、当院が承認審査をするために必要とする資料を提出すること。

※資料とは、広告主の事業内容、掲出物の具体的イメージが解るもの等をいう

・ 承認後に広告内容に変更を行う場合は、再度の申請、承認を受けること。

**(6) 掲出する広告の製作**

- ・ 広告主と掲出する広告の製作を行うこと。  
※当院は広告の製作に係る費用について一切負担しない

**(7) 広告の掲出作業**

- ・ 広告の掲出作業は、当院と広告代理店で作業日時を調整してから行うこと。
- ・ 事前に掲出作業の手順を当院へ説明し、当院の利用者及び職員の安全が確保された方法で実施すること。  
※当院は当該作業に係る費用について原則負担しない
- ・ 作業の開始前、終了後には、当院職員へ作業に係る確認を求めること。  
※終了後は当院職員へ作業報告を行うものとする

**(8) 広告媒体のメンテナンス管理（維持・保全）**

- ・ 広告の有無に関わらず全ての広告媒体について、月1回を目安とした定期的な見回りメンテナンス管理作業を行うこと。
- ・ メンテナンス管理作業は、当院と広告代理店で作業日時を調整してから行うこと。
- ・ 掲出作業と同様に、必要に応じて利用者及び職員の安全が確保された方法で実施すること。  
※当院は当該作業に係る費用について原則負担しない
- ・ 広告、広告媒体に汚損、破損、剥がれ、撤去忘れ等が認められた場合、その場で修復等の保全作業を行うこと。
- ・ 作業の開始前、終了後には、当院職員へ作業に係る確認を求めること。  
※終了後は、メンテナンス作業の結果を書面で報告するものとする。

**(9) 広告の撤去及び現状回復作業**

- ・ 広告主と契約した掲出期間が終了した広告については、広告の撤去及び広告媒体の現状回復作業を行うこと。
- ・ 掲出期間中であっても、当院利用者からのクレーム等によって、当院から撤去依頼があった場合は速やかに対応すること。
- ・ 撤去及び現状回復作業は、当院と広告代理店で作業日時を調整してから行うこと。
- ・ 掲出作業と同様に、必要に応じて利用者及び職員の安全が確保された方法で実施すること。

※当院は当該作業に係る費用について原則負担しない

- ・作業の開始前、終了後には、当院職員へ作業に係る確認を求めること。
- ※終了後は当院職員へ作業報告を行うものとする

**(10) 広告代理店の交代に係る調整**

- ・当院と広告代理店で締結した当該事業の契約が満了するにあたり、次の契約において現広告代理店が新広告代理店に変わる場合は、広告主及び当院に不都合、不利益が生じないよう、広告主・当院・新広告代理店との間で各種取扱の調整を行うこと。

※各種取扱とは、主に掲出を継続希望する広告主の掲出物に係る取扱をいう

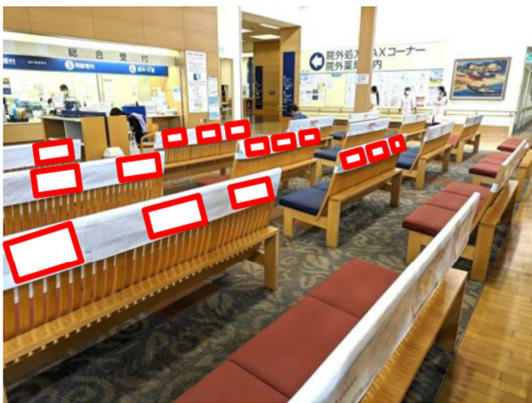
- ・掲出を継続希望する広告主の現掲出物の取扱
- ・広告主と広告代理店間での契約の取扱
- ・広告主及び当院との広告掲出料の取扱
- ・広告媒体のメンテナンス管理の取扱
- ・広告の撤去、広告媒体の現状回復に係る取扱
- ・その他

(表1) 標準広告媒体及び月額広告掲出料 (各媒体1枠・税込み価格)

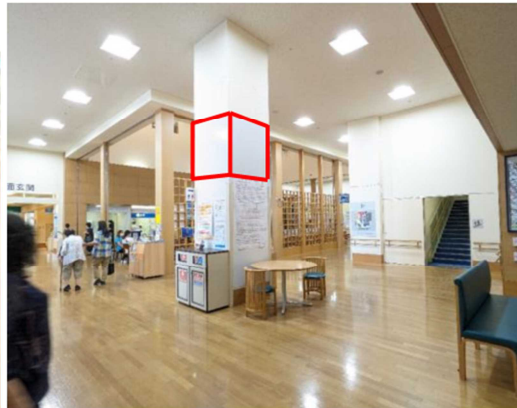
標準広告媒体	概要	月額料金
①ベンチ広告	総合受付等、待合ベンチの背もたれ 3枠 (1枠約80席)	22,000円
②ステッカー柱広告	総合受付エリア 中央の柱 3枠 (各 W900mm H1,200mm)	16,500円
③案内ディスプレイ広告	総合受付・小児総合受付の各モニタ 15枠 1画面20秒表示・1日約150回放映	8,800円
④広告掲示スペース	小児総合受付エリア 2枠 (各 W1,820mm H1,820mm)	22,000円
⑤ポスター広告	小児総合受付エリア 2枠 (各 A2サイズ)	2,200円
⑥エレベータ広告	院内エレベータ内扉及び各階外壁 2枠 (1枠25枚)	33,000円
⑦自動精算機ステッカー	総合受付・小児総合受付 精算機壁面 3枠 (各 W800mm H600mm)	11,000円

※月額料金は半年以上の掲出で5%、年間の掲出で10%を割引している

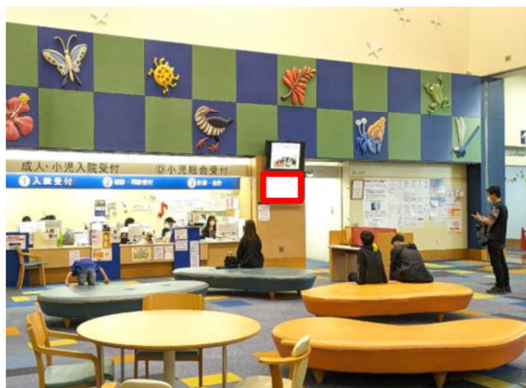
①ベンチ広告 (総合受付他)



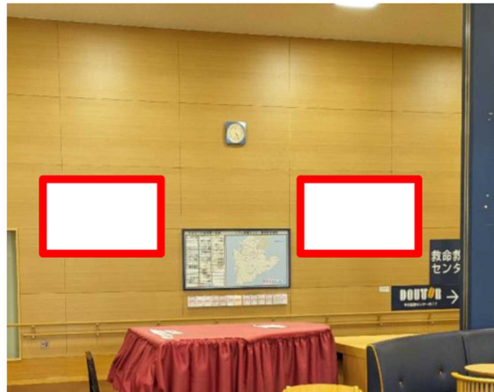
②ステッカー柱広告 (総合受付エリア)



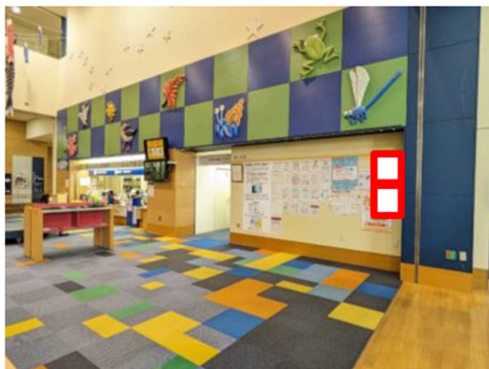
③案内ディスプレイ広告 (総合受付・小児エリア)



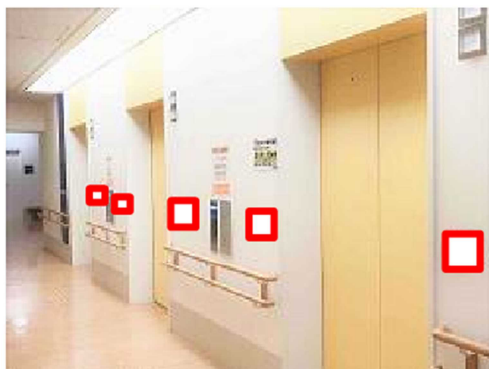
④広告掲示スペース (小児エリア)



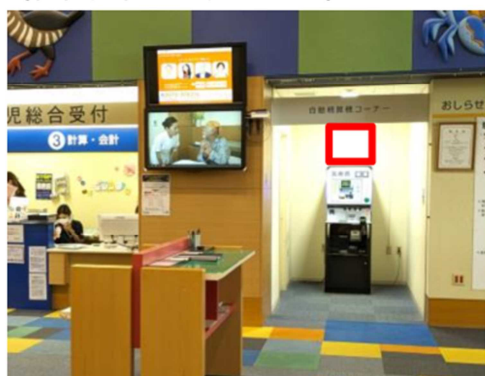
⑤ポスター広告（小児エリア）



⑥エレベータ広告（患者用EV内他）



⑦自動精算機ステッカー  
（総合受付・小児エリア）



以上